不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

<個票情報>

所 管 部 署	福祉保健課
適用日(掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	手当の返還
処 分 権 者	町長
根拠規定	美郷町介護手当支給条例第9条

<処分基準/聴聞・弁明手続>

基準規定	美郷町介護手当支給条例第9条
	■設定 □未設定
	○美郷町介護手当支給条例
	(手当の返還)
	第9条 町長は、偽りその他不正の手段により介護手当の支給を受けた者があると
	きは、その者から支給額に相当する金額を返還させることができる。
処 分 基 準	
参考資料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考 	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日